

今年度 町では過疎計画(過疎地域持続的発展計画)を策定します ～南部町の“まちづくり”について思うことをお聞かせください～

南部町の産業・観光・福祉・子育て・医療・教育・交通・文化等について、現在感じていること・課題解決のためのアイデアなど、皆様の声を計画作成の参考にさせていただきたいと思いますので、皆様の思いを下記あてにお気軽にお寄せください。

令和3年4月1日「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。これを受け南部町では、これまで行われてきた過疎対策を引き継ぎながら、今年度の9月までに「過疎地域持続的発展計画」を作成する予定です。

この計画は、今後10年間にわたって南部町の人口減少の鈍化・住民福祉の向上・財政基盤の安定化を図るためとても重要なものとなります。

【過疎】とは、人口が急激かつ大幅に減少したため、地域社会の機能が低下し、住民が一定の生活水準を維持することが困難になった状態を言います。

- 郵送先 〒409-2192 南部町福士 28505-2
南部町役場企画課 過疎計画担当宛
- FAX 66-2190 企画課 過疎計画担当宛
- 電話 66-3402
- メール kikaku@town.nanbu.yamanashi.jp

※特段様式は定めておりません。
※お寄せいただいた案件について個別に回答・返信はいたしませんので、ご了承ください。

【児童手当について】

○現況届

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

後日、受給者宛書類を郵送します。6月末日までに、子育て支援課へ提出してください。

この届の提出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

○支給金額（月額）

支給対象児童		所得制限未満の者	所得制限以上の者
0歳～3歳未満		月額 15,000円	月額 5,000円
3歳～ 小学校修了前	第1・2子	月額 10,000円	
	第3子以降	月額 15,000円	
中学生		月額 10,000円	

※児童（第〇子）とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

- 支給月 令和3年6月（令和3年2月～令和3年5月分）
令和3年10月（令和3年6月～令和3年9月分）
令和4年2月（令和3年10月～令和4年1月分）

- お問合せ 分庁舎 子育て支援課 ☎64-4830（直通）